

特別会計と企業会計

特別会計（特定の事業を行うために一般会計と区分して処理する会計）

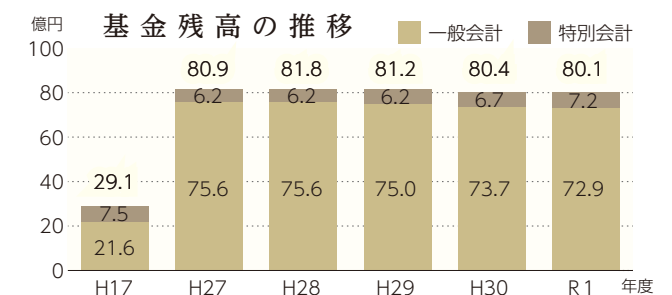
会 計 名	歳入額	歳出額	差 引	翌年度繰越額	実質収支額
国民健康保険事業会計	12億9,476万円	12億6,611万円	2,865万円	0円	2,865万円
介護保険事業会計	15億9,997万円	14億4,607万円	1億5,390万円	0円	1億5,390万円
特別養護老人ホーム事業会計	4億9,728万円	4億9,700万円	28万円	0円	28万円
住宅用地造成事業会計	3,284万円	3,224万円	60万円	0円	60万円
簡易水道事業会計	5,871万円	5,865万円	6万円	0円	6万円
下水道事業会計	6,214万円	6,208万円	6万円	0円	6万円
特定地域生活排水処理事業会計	8,325万円	8,323万円	2万円	0円	2万円
春富財産区特別会計	105万円	5万円	100万円	0円	100万円
後期高齢者医療事業会計	1億6,273万円	1億6,008万円	265万円	0円	265万円

※病院事業会計（地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計）は、P 6～7に掲載しています。

和水町の貯金と借金（令和元年度末）

貯金(基金) 1人あたり約82万円
総額 80億1,581万円

一般会計と特別会計を合わせた貯金全体の残高は、和水町発足時（平成17年度）と比較すると約51億円増えていますが、一般会計では、地方交付税の減少等による歳入不足を補うため、平成30年度から財政調整基金、公共施設整備基金等を取り崩し、財政運営を行っています。

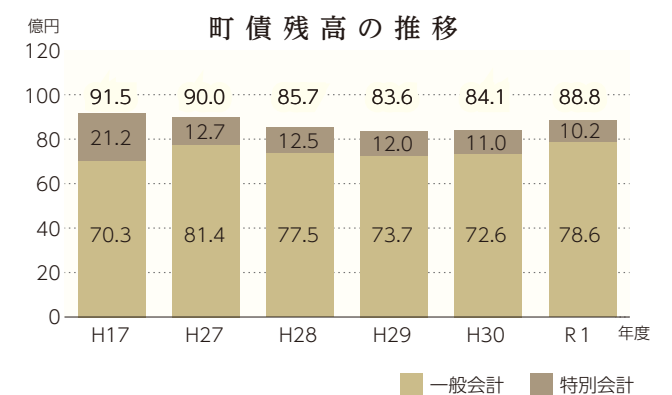


一般会計72.9億円の内訳
財政調整基金：29.9億円、減債基金：10.4億円
その他基金：32.6億円：

借金(町債) 1人あたり約87万円
総額 88億8,006万円

大きな事業を実施するときは、15年・20年などのローンを組み、公債費として長期間計画的に返済します。また、今後の見通しや財政状況等を考慮しながら、繰上償還（返済）をすることもあります。

令和元年度の一般会計は、学校建設事業や学童保育施設建設事業に係る地方債の借入により増加となりました。



令和元年度決算に基づく
「財政指標」
を公表します

財政指標って？

健全化判断比率・資金

不足比率とは、家計のやりくりに例えらると、日々の生活における収入と支出の状況や、現在の借金のバランスを表したものです。

地方公共団体の財政状況の健全性を確認するための目安です。

【用語解説】

■健全化判断比率とは

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を4つの指標で判断するものです。

①実質赤字比率

自治体の収入に対する一般会計の赤字の割合です。

②連結実質赤字比率

自治体の収入に対する全会計の赤字割合です。

③実質公債費比率

自治体の収入に対する借金返済額の割合で、特別会計への繰出金のうち借金返済相当分も含んでいます。

④将来負担比率

自治体の収入に対する外郭団体なども含めた将来的に負担が見込まれる負債（借入金残高等）の割合です。

■資金不足比率とは

町立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

健全化判断比率

指 標 名	令和元年度	【黄色信号】	【赤信号】
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.00%以上	20.00%以上
②連結実質赤字比率	—	20.00%以上	30.00%以上
③実質公債費比率	10.1%	25.0%以上	35.0%以上
④将来負担比率	—	350.0%以上	—

※①、②は赤字額がないため「—」表示としています。

資金不足比率

事 業 名	令和元年度	【黄色信号】
		経営健全化基準
病院事業会計	—	20.00%以上
簡易水道事業会計	—	20.00%以上
下水道事業会計	—	20.00%以上
特定地域生活排水処理事業会計	—	20.00%以上

※資金不足比率とは、病院・簡易水道・下水道などの公営企業会計の資金不足額の料金収入規模に対する割合です。

※資金不足が生じていないため「—」表示としています。

引き続き健全な
財政運営に努めます。

地方公共団体の財政状況の健全化を確認するための指標である「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、毎年度算定し、監査委員の審査を受けます。その後監査委員の意見を付けて議会に報告し、公表することになっています。

この指標のうち、一つでも基準を超えると、財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられる「早期健全化団体」に移行します。さらに財政状況が悪化すると、破たん状態の「財政再生団体」となり、事実上、国の管理下に置かれます。

実質公債費比率については、増加傾向にありますが、今後も有利な地方債を活用し、返済と借入のバランスを考慮した資金繰りを行います。一方で地方債には、世代間の負担・公平を保つという重要な機能もありますので、適切に判断していく必要があります。

これからも自主財源の確保や事務事業の整理統合に取り組み、町民の皆さんに安心したサービスを提供できるように一層の財政健全化に努めていきます。